

兵庫県公報

平成30年5月29日 火曜日 第3006号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定解除（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 基本測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 平成23年兵庫県告示第803号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成19年兵庫県告示第926号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	7
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	16
○ 公共海岸として管理を行う必要がある水面の指定（港湾課）	21
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	21
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	23
○ 同 上（契約管理課）	23
○ 同 上（同）	24
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	24
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	25
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立図書館）	29

告 示

兵庫県告示第526号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成30年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社

映 画	痴漢学園 すさまじい淫行	新東宝映画
同	デコトラガール 天使な誘惑	オーピー映画
同	人情フェロモン もち肌わしづかみ	オーピー映画
同	マジカル・セックス 淫ら姫の冒険	オーピー映画



兵庫県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
神戸市北区有野町唐櫃字水無山4509の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水無山4509の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の2、519の136、519の137、519の139、519の141、519の142、519の144、519の146、519の148
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第529号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市端原4丁目1番地
所長 渡 邊 齊
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市端原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (NO. 1)			65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (NO. 2)		
能 力	0.5m ³ /日			0.1m ³ /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	9	9	6	6	
	生物化学的酸素要求量 (単 位 m g / L)	500	15,000	33.6	33.6	
	化学的酸素要求量 (単 位 m g / L)	233	7,000	33.6	33.6	
	浮 遊 物 質 量 (単 位 m g / L)	1未満	2	1未満	2	
	窒 素 含 有 量 (単 位 m g / L)	0.03未満	0.03未満	—	—	
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単 位 m g / L)	0.03未満	0.03未満	—	—		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.3	0.5	0.1	0.1		

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 5月29日から同年 6月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第530号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
アース製薬株式会社
赤穂市坂越3218番12号
常務取締役 木 村 秀 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
アース製薬株式会社坂越工場
赤穂市坂越3218番12号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	
能	力	4,000 L/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時～翌3時 3時間	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	85	130
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	12.5	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		10	12

備考 他工程で変更を行うため、排水の量及び汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 5月29日から同年 6月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第531号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- (2) 作業期間
平成30年7月2日から平成31年2月28日まで
- (3) 作業地域
丹波市、佐用町及び香美町の各一部
- 2 (1) 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- (2) 作業期間
平成30年7月2日から平成31年2月28日まで
- (3) 作業地域
姫路市、明石市、豊岡市、加古川市、赤穂市、三木市、養父市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、市川町、佐用町、香美町及び新温泉町の各一部



兵庫県告示第532号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成30年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業期間
平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域
神戸市、尼崎市、明石市、宝塚市、高砂市及び川西市の各一部



兵庫県告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（TS測量、平板測量及びデジタルマッピング（地図情報レベル500（道路縁内のみ）、地図情報レベル2500（道路以外）））
- 2 作業期間
平成30年5月21日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
西宮市全域



兵庫県告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

鈴蘭台西町(2)(急) I (101070500)	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
北五葉(7) I (101070617)	神戸市北区北五葉5丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
北五葉(4) II (101070618)	神戸市北区北五葉5丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
大原(4) I (101070619)	神戸市北区大原1丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
大原(5) I (101070620)	神戸市北区大原1丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藍本(5) I (120000197)	三田市藍本(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
曲田山 I-2 (106010226)	洲本市山手三丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
物部(2) I-2 (106010227)	洲本市物部一丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
上物部(2) I-2 (106010228)	洲本市上物部二丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山 I-2 (106010229)	洲本市宇山二丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 4 までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第537号

平成23年兵庫県告示第803号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

惣山 I（101070481）の項中別図419を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第538号

平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

北五葉(3) I（101070548）の項中別図63を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第539号

平成19年兵庫県告示第926号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

藍本(1) I（120000004）の項中別図 4、西相野 I（120000005）の項中別図 5、藍本庄(1) II（120000009）の項中別図 9、三本 II（120000014）の項中別図14、藍本庄(4) III（120000021）の項中別図21、波田(2) III（120000023）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第540号

平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

曲田山 I（106010010）の項中別図11、山手 I（106010011）の項中別図12、物部(2) I（106010015）の項中別図16、上物部(2) I（106010021）の項中別図22、宇山 I（106010049）の項中別図57、宇山(4) I（106010052）の項中別図60、宇山(6) I（106010054）の項中別図62を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑町(5) I (101070436)	神戸市北区緑町5丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
緑町(2) II (101070437)	神戸市北区緑町6丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大原(1) I (101070439)	神戸市北区大原2丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大原(3) I (101070441)	神戸市北区大原1丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
大原 I (101070442)	神戸市北区大原1丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
若葉台(4) I (101070444)	神戸市北区若葉台4丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
泉台(4) I (101070451)	神戸市北区泉台6丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
筑紫ヶ丘 I (101070457)	神戸市北区筑紫ヶ丘5丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
惣山 I (101070481)	神戸市北区惣山町1丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
鈴蘭台北(2)(1) I (101070486)	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
鈴蘭台北(3)(1) I (101070487)	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
鈴蘭台(1)(急) I (101070490)	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
鈴蘭台(2)(急) I (101070491)	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
鈴蘭台北(2)(2) I (101070494)	神戸市北区鈴蘭台北町3丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鈴蘭台西町(7) I (101070504)	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鈴蘭台東(2)(1) I (101070510)	神戸市北区鈴蘭台東町9丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
鈴蘭台東(7) I (101070514)	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鈴蘭台東(8) I (101070515)	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

鈴蘭台東(9) I (101070516)	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
鈴蘭台東(10) I (101070517)	神戸市北区鈴蘭台東町2丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鈴蘭台東(11) I (101070518)	神戸市北区鈴蘭台東町2丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鈴蘭台東(1) II (101070521)	神戸市北区鈴蘭台東町7丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鈴蘭台東(2) II (101070522)	神戸市北区鈴蘭台東町2丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鈴蘭台南(1)(1) I (101070523)	神戸市北区鈴蘭台南町1丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
鈴蘭台南(2)(1) I (101070524)	神戸市北区鈴蘭台南町1丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鈴蘭台南(3)(1) I (101070525)	神戸市北区鈴蘭台南町7丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
鈴蘭台南(4)(1) I (101070526)	神戸市北区鈴蘭台南町8丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
鈴蘭台南(3)(2) I (101070530)	神戸市北区鈴蘭台南町8丁目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
鈴蘭台南II (101070533)	神戸市北区鈴蘭台南町9丁目 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
北五葉(1) I (101070546)	神戸市北区北五葉6丁目(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
北五葉(3) I (101070548)	神戸市北区北五葉5丁目(別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
南五葉(1) I (101070554)	神戸市北区南五葉3丁目(別図 32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
ひよどり台I (101070566)	神戸市北区ひよどり台3丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
ひよどり台II (101070567)	神戸市北区ひよどり台3丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
北五葉(4) II (101070618)	神戸市北区北五葉5丁目(別図 35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大原(4) I (101070619)	神戸市北区大原1丁目(別図 36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大原(5) I (101070620)	神戸市北区大原1丁目(別図 37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
丈谷川右支溪4号谷 III(201070223)	神戸市北区大原2丁目(別図 38のとおり)	土石流	別図38のとおり

生野(2)Ⅱ (101070031)	神戸市北区道場町生野 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
生野(4)Ⅱ (101070033)	神戸市北区道場町生野 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
生野(5)Ⅱ (101070034)	神戸市北区道場町生野 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
生野(6)Ⅱ (101070035)	神戸市北区道場町生野 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
生野(7)Ⅱ (101070036)	神戸市北区道場町生野 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
生野(8)Ⅱ (101070037)	神戸市北区道場町生野 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
生野(10)Ⅱ (101070039)	神戸市北区道場町生野 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
生野(11)Ⅱ (101070040)	神戸市北区道場町生野 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
生野(13)Ⅱ (101070041)	神戸市北区道場町生野 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
生野(14)Ⅱ (101070042)	神戸市北区道場町生野 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
生野(15)Ⅱ (101070043)	神戸市北区道場町生野 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
生野(16)Ⅱ (101070044)	神戸市北区道場町生野 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
塩田(2)Ⅱ (101070048)	神戸市北区道場町塩田 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
塩田(3)Ⅱ (101070049)	神戸市北区道場町塩田 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
塩田(4)Ⅱ (101070050)	神戸市北区道場町塩田 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
日下部(1)Ⅱ (101070051)	神戸市北区道場町日下部 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
平田Ⅱ (101070052)	神戸市北区道場町平田 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宅原(2)Ⅱ (101070055)	神戸市北区長尾町宅原 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
宅原(4)Ⅱ (101070057)	神戸市北区長尾町宅原 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上津(1)Ⅱ (101070062)	神戸市北区長尾町上津 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

上津(3)Ⅱ (101070063)	神戸市北区長尾町上津 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上津(6)Ⅱ (101070066)	神戸市北区長尾町上津 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上津(8)Ⅱ (101070068)	神戸市北区長尾町上津 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
上津(9)Ⅱ (101070069)	神戸市北区長尾町上津 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上津(10)Ⅱ (101070070)	神戸市北区長尾町上津 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上津(11)Ⅱ (101070071)	神戸市北区長尾町上津 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上津(12)Ⅱ (101070072)	神戸市北区長尾町上津 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
南山Ⅱ (101070173)	神戸市北区道場町生野 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
生野向井左支溪Ⅰ (201070101)	神戸市北区道場町生野 (別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり
不動岩Ⅱ (201070116)	神戸市北区道場町生野 (別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり
左支溪1号谷Ⅱ (201070117)	神戸市北区道場町生野 (別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
左支溪生野(1)Ⅱ (201070120)	神戸市北区道場町生野 (別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり
左支溪生野(2)Ⅱ (201070121)	神戸市北区道場町生野 (別図48のとおり)	土石流	別図48のとおり

(別図1から別図48までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第543号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藍本(3)Ⅰ (120000001)	三田市藍本 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

藍本(4) I (120000002)	三田市藍本 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
藍本(2) I (120000003)	三田市藍本 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
藍本(1) I (120000004)	三田市藍本 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西相野 I (120000005)	三田市西相野 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
相野台 I (120000006)	三田市藍本 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大川瀬 I (120000007)	三田市大川瀬 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
日出坂(1) II (120000008)	三田市藍本 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
藍本庄(1) II (120000009)	三田市藍本 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
藍本庄(2) II (120000010)	三田市藍本 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
波田(1) II (120000011)	三田市藍本 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
三本 II (120000014)	三田市大川瀬 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大川瀬(2) II (120000015)	三田市大川瀬 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大川瀬(3) II (120000016)	三田市大川瀬 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大川瀬(4) II (120000017)	三田市大川瀬 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
日出坂(2) III (120000018)	三田市藍本 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
日出坂(3) III (120000019)	三田市藍本 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
日出坂(4) III (120000020)	三田市藍本 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
藍本庄(4) III (120000021)	三田市藍本 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
藍本庄(5) III (120000022)	三田市藍本 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
波田(2) III (120000023)	三田市藍本 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

岩倉(1)Ⅲ (120000024)	三田市藍本(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
岩倉(2)Ⅲ (120000025)	三田市藍本(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大川瀬(5)Ⅲ (120000026)	三田市大川瀬(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三輪上野Ⅰ (120000128)	三田市三輪四丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高次Ⅰ (120000130)	三田市高次二丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
桑原東(1)Ⅱ (120000134)	三田市山田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
桑原東(3)Ⅱ (120000135)	三田市桑原(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
三輪(3)Ⅱ (120000137)	三田市三輪(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
三輪三丁目Ⅱ (120000138)	三田市三輪三丁目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
三輪(4)Ⅱ (120000139)	三田市三輪(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
志手原(1)Ⅱ (120000144)	三田市志手原(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
桑原東(4)Ⅱ (120000145)	三田市山田(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
山田(2)Ⅱ (120000146)	三田市山田(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
香下(2)Ⅱ (120000147)	三田市香下(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
香下(3)Ⅱ (120000148)	三田市香下(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
尼寺(2)Ⅱ (120000150)	三田市志手原(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
志手原(2)Ⅲ (120000151)	三田市志手原(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
下槻瀬(3)Ⅲ (120000153)	三田市志手原(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
成谷Ⅲ (120000154)	三田市成谷(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
藍本(5)Ⅰ (120000197)	三田市藍本(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

相野台谷Ⅰ (220000002)	三田市西相野（別図42のとおり）	土石流	別図42のとおり
藍本東谷Ⅰ (220000004)	三田市藍本（別図43のとおり）	土石流	別図43のとおり
大川瀬東谷Ⅱ (220000007)	三田市大川瀬（別図44のとおり）	土石流	別図44のとおり
丸岡谷Ⅱ (220000008)	三田市藍本（別図45のとおり）	土石流	別図45のとおり
上相野北谷Ⅱ (220000009)	三田市上相野（別図46のとおり）	土石流	別図46のとおり
上相野中谷Ⅱ (220000010)	三田市上相野（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
上相野下谷Ⅱ (220000011)	三田市上相野（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
上相野南谷Ⅱ (220000012)	三田市上相野（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
藍本西谷Ⅱ (220000015)	三田市藍本（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり
藍本庄北谷Ⅱ (220000016)	三田市藍本（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
波田谷Ⅱ (220000019)	三田市藍本（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
岩倉西谷Ⅱ (220000020)	三田市藍本（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
岩倉東谷Ⅱ (220000021)	三田市藍本（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
香下ⅠⅠ (220000120)	三田市香下（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
本郷谷Ⅰ (220000121)	三田市香下（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
大原ⅡⅡ (220000122)	三田市大原（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり
桑原ⅠⅡ (220000123)	三田市桑原（別図58のとおり）	土石流	別図58のとおり
山田ⅡⅡ (220000124)	三田市山田（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり
志手原谷Ⅱ (220000126)	三田市志手原（別図60のとおり）	土石流	別図60のとおり
志手原ⅠⅡ (220000127)	三田市志手原（別図61のとおり）	土石流	別図61のとおり

(別図1から別図61までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第544号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内町 I (106010001)	洲本市山手一丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小路谷(2) I (106010003)	洲本市小路谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小路谷(1) II (106010004)	洲本市小路谷（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
小路谷(2) II (106010005)	洲本市小路谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
小路谷(3) III (106010008)	洲本市小路谷（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
曲田山 I (106010010)	洲本市山手三丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山手 I (106010011)	洲本市山手三丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
物部(1) I (106010012)	洲本市物部三丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
物部(3) I (106010013)	洲本市物部三丁目（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
物部(4) I (106010014)	洲本市物部三丁目（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
物部(2) I (106010015)	洲本市物部一丁目（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
津田(2) I (106010016)	洲本市津田（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
津田(4) I (106010018)	洲本市津田（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
津田(3) I (106010019)	洲本市津田（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上物部(2) I (106010021)	洲本市上物部二丁目（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

上物部(4)Ⅰ (106010022)	洲本市上物部(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上物部(3)Ⅰ (106010023)	洲本市上物部(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上物部Ⅲ (106010025)	洲本市上物部(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
炬口(5)Ⅰ (106010044)	洲本市炬口(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
宇山Ⅰ (106010049)	洲本市宇山二丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
宇山(3)Ⅰ (106010051)	洲本市宇山二丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
宇山(4)Ⅰ (106010052)	洲本市宇山三丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
宇山(6)Ⅰ (106010054)	洲本市宇山三丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
宇山(2)Ⅱ (106010057)	洲本市宇山(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
桑間(4)Ⅰ (106010061)	洲本市桑間(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
桑間(3)Ⅰ (106010062)	洲本市桑間(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上内膳(1)Ⅱ (106010070)	洲本市上内膳(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上内膳(2)Ⅱ (106010071)	洲本市上内膳(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上内膳(3)Ⅱ (106010072)	洲本市上内膳(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上内膳(4)Ⅱ (106010073)	洲本市上内膳(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上内膳(5)Ⅱ (106010074)	洲本市上内膳(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上内膳(6)Ⅱ (106010075)	洲本市上内膳(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上内膳(7)Ⅱ (106010076)	洲本市上内膳(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
桑間(1)Ⅱ (106010079)	洲本市桑間(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
桑間(2)Ⅱ (106010080)	洲本市桑間(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

桑間(3)Ⅱ (106010081)	洲本市桑間(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上内膳(1)Ⅲ (106010085)	洲本市上内膳(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
宇原Ⅱ (106010089)	洲本市宇原(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
宇山(1) (106020166)	洲本市宇山(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
宇山(3) (106020168)	洲本市宇山(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
宇山(4) (106020169)	洲本市宇山(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
炬口(1) (106020171)	洲本市炬口(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
炬口(2) (106020172)	洲本市炬口(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
炬口(4) (106020174)	洲本市炬口(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
炬口(5) (106020175)	洲本市炬口(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上内膳(1) (106020187)	洲本市上内膳(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
上内膳(3) (106020189)	洲本市上内膳(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上内膳(4) (106020190)	洲本市上内膳(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
上内膳(5) (106020191)	洲本市上内膳(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上内膳(6) (106020192)	洲本市上内膳(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上内膳(8) (106020194)	洲本市上内膳(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上内膳(9) (106020195)	洲本市上内膳(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
上内膳(11) (106020197)	洲本市上内膳(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
下内膳(1) (106020200)	洲本市下内膳(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
下加茂(1) (106020203)	洲本市下加茂(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

下加茂(2) (106020204)	洲本市下加茂(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
下加茂1丁目(1) (106020205)	洲本市下加茂一丁目(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
宇山3丁目(1) (106020208)	洲本市宇山三丁目(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
宇山2丁目(2) (106020210)	洲本市宇山二丁目(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
宇山2丁目(3) (106020211)	洲本市宇山二丁目(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
宇山2丁目(4) (106020212)	洲本市宇山二丁目(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
桑間(1) (106020215)	洲本市桑間(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
桑間(4) (106020218)	洲本市桑間(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
桑間(5) (106020219)	洲本市桑間(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
桑間(6) (106020220)	洲本市桑間(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
桑間(7) (106020221)	洲本市桑間(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
桑間(8) (106020222)	洲本市桑間(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
桑間(10) (106020224)	洲本市桑間(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
桑間(11) (106020225)	洲本市桑間(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
桑間(12) (106020226)	洲本市桑間(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
桑間(13) (106020227)	洲本市桑間(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
桑間(14) (106020228)	洲本市桑間(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
桑間1丁目(2) (106020230)	洲本市桑間1丁目(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
宇原(1) (106020234)	洲本市宇原(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
宇原(2) (106020235)	洲本市宇原(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

宇原(3) (106020236)	洲本市宇原(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
津田(1) (106020238)	洲本市津田(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
上物部(1) (106020239)	洲本市上物部(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
上物部(2) (106020240)	洲本市上物部(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
上物部(3) (106020241)	洲本市上物部(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
上物部(4) (106020242)	洲本市上物部(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
小路谷(2) (106020251)	洲本市小路谷(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
小路谷(3) (106020252)	洲本市小路谷(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
小路谷(4) (106020253)	洲本市小路谷(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
小路谷(6) (106020255)	洲本市小路谷(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
小路谷(7) (106020256)	洲本市小路谷(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
小路谷(11) (106020260)	洲本市小路谷(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
小路谷(12) (106020261)	洲本市小路谷(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
小路谷川Ⅰ (206010001)	洲本市小路谷(別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり
炬口北谷Ⅰ (206010009)	洲本市炬口(別図90のとおり)	土石流	別図90のとおり
三倉池谷Ⅱ (206010012)	洲本市宇山(別図91のとおり)	土石流	別図91のとおり
里南谷Ⅱ (206010017)	洲本市上内膳(別図92のとおり)	土石流	別図92のとおり
上内膳(1) (206020026)	洲本市上内膳(別図93のとおり)	土石流	別図93のとおり
上内膳(2) (206020027)	洲本市上内膳(別図94のとおり)	土石流	別図94のとおり
上内膳(3) (206020028)	洲本市上内膳(別図95のとおり)	土石流	別図95のとおり

上内膳(4) (206020029)	洲本市上内膳(別図96のとおり)	土石流	別図96のとおり
-----------------------	------------------	-----	----------

(別図1から別図96までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第545号

海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項の規定に基づき、大阪湾沿岸のうち神戸海岸垂水地区海岸塩屋地先海岸保全区域内に係る公共海岸として管理を行う必要がある水面を次のとおり指定する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線及びへ線により囲まれた区域内の水面

注

- イ線 垂水区塩屋町1丁目271番地の3北西端から165度59.45メートルの地点まで引いた線
- ロ線 イ線の起点から252度20分540メートルの地点までに至る国道2号線道路敷海側境界線
- ハ線 ロ線の終点から東経135度4分27.79秒、北緯34度37分49.35秒の地点まで引いた線
- ニ線 ハ線の終点から東経135度4分40.61秒、北緯34度37分52.05秒の地点まで引いた線
- ホ線 ニ線の終点から東経135度4分43.02秒、北緯34度37分54.00秒の地点まで引いた線
- へ線 ホ線の終点からイ線の終点までに至る陸域と水域の境界線

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積(m ²)	地目	予定価格(千円)	入札保証金(千円)
ウ	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	1,014.88	宅地	12,991	1,300
エ	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅地	7,869	787
オ	加西市段下町字開キ606番14ほか	1,038.60	宅地	18,500	1,850

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実

があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

(11) 日本語を完全に理解できない者

(12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者

(13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成30年5月28日（月）から同年6月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成30年5月28日（月）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成30年6月14日（木）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2655

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成30年6月28日（木）午後1時から同年7月5日（木）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成30年7月5日（木）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 5月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
平成30年度統合宛名管理システム運用等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社システム・エージ 伊丹市御願塚3-1-18
- 5 随意契約に係る契約金額
11,534,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 5月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システムに係るトータルサポート 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
108,118,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 5月29日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
土木基幹業務に使用する機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
60,487,692円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス豊岡中陰店
所在地 豊岡市中陰字横枕560—1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要
 - (1) 交通に係る事項
駐車場の出入庫に係る交通事故防止対策を講じられたい。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
駐車場②と店舗を往来する歩行者の交通事故防止対策を講じられたい。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
ア 廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リユース、リサイクルを積極的に推進されたい。
イ 廃棄物の分別を徹底し、法令を遵守し、自ら適正に処理を行われたい。
 - (4) 騒音の発生に係る事項
関係法令を遵守されたい。
 - (5) 街並みづくり等への配慮等
ア 周辺の住居環境に対して配慮されたい。
イ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づき、開発行為が完了した後は、森林、緑地等の維持管理に努められたい。

ウ 豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例を遵守されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年5月29日から1月間

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年5月29日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称

神崎郡福崎町

2 事業の種類

町道福崎駅田原線新設工事(兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井地内から同町福田字町田地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年5月14日

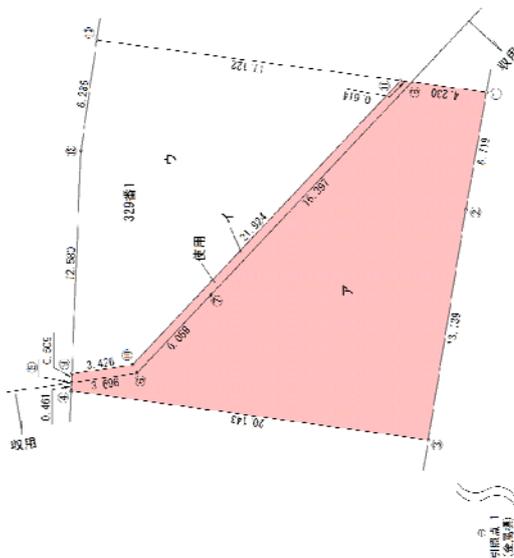
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地				土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神崎郡福崎町福田字藤井	329番1	宅地	420.92 m ²	420.91 m ²	219.63 m ² (注1)	12.87 m ² (注2)	鎌谷 祐 〔ただし、土地登記簿上の表示 鎌谷 祐 (持分10分の4) 鎌谷 祐 (持分10分の6)〕	姫路市香寺町溝口617番地1 姫路市北条口二丁目12番地 兵庫県姫路市北条口二丁目12番地	蓮華寺 代表者 代表役員 不在	神崎郡福崎町 西治1417番地	借地権
神崎郡福崎町福田字藤井	343番4	宅地	33.08 m ²	33.07 m ²	5.00 m ² (注3)	0.83 m ² (注4)	蓮華寺 代表者 代表役員 不在	神崎郡福崎町西治1417番地	なし	—	—

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑩の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注2) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑤、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑮の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑭、①、⑧、⑯及び⑲の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注4) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑩、⑬、⑯、⑰及び⑳の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 縮尺=1/250

土地の所在 神崎郡福崎町福田字藤井
地 番 329番1

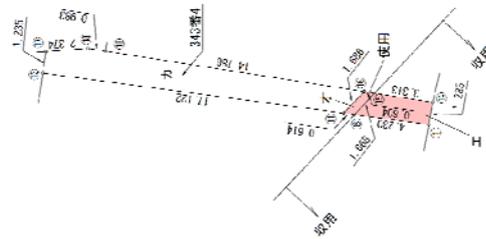
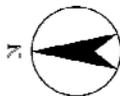


市番	区外	地番	測量点名	X	Y	測量種	X	Y	正誤
329番1	区外	地番	測量点名	X <td>Y <td>測量種</td> <td>X <td>Y <td>正誤</td> </td></td></td>	Y <td>測量種</td> <td>X <td>Y <td>正誤</td> </td></td>	測量種	X <td>Y <td>正誤</td> </td>	Y <td>正誤</td>	正誤
①	530		-15653.271	38205.754	-1.6157	737350			6.719
②	531		-15653.119	38203.174	128274.629102				13.138
③	532		-15653.018	38198.767	842264.49323				20.141
④	537		-15653.064	38192.855	761176.837658				0.461
⑤	536		-15653.083	38191.520	140360.018530				3.686
⑥	537		-15653.729	38191.850	-297983.724620				6.653
⑦	538		-15653.817	38188.354	-583983.217630				16.397
⑧	538		-15653.079	38210.355	-58370.251072				4.232
計				439.266275			219.631705		
使用地				面積		219.631705		正誤	
⑨	536		-15653.083	38191.520	138633.001730				0.509
⑩	531		-15653.104	38191.859	-132241.291630				3.423
⑪	532		-15653.483	38184.529	-101478.885014				21.024
⑫	533		-15654.470	38210.540	-583547.917820				0.674
⑬	538		-15653.079	38210.355	400762.322234				16.397
⑭	538		-15653.817	38188.354	-583983.217630				6.653
⑮	537		-15653.729	38191.850	-297983.724620				3.686
計				257.589520			12.619750		
残地				面積		12.619750		正誤	
⑯	531		-15653.104	38191.859	108880.321531				17.582
⑰	533		-15653.014	38205.459	-63374.479.33				6.289
⑱	532		-15653.501	38212.722	-882326.364032				17.122
⑳	533		-15654.470	38210.540	-60153.984430				21.024
㉑	532		-15653.483	38184.529	101478.885014				3.423
計				378.835010			183.417530		
測量点名				X		Y		測量種	
測量点1			-15653.470	38191.859					
測量点2			-15653.029	38205.233					

測量点名	X	Y	測量種
測量点1	-15653.470	38191.859	
測量点2	-15653.029	38205.233	

測量点2 (実測点)

実 測 平 面 図 縮尺=1/250
 土地の所在 神崎郡福崎町福田字藤井
 地 番 343番4



① 平面1
 ② 平面2
 (各図面)

北 番 区 分	符 号	測 量 級				計	測 量 級
		X	Y	Z	H		
343番4 北戸敷	工 N D 点名	X	Y	Z	H	12.005380	5.00 m
	① E52	-115295.451	35211.000	-116335.36618E	1.285		
	② E50	-115295.511	35283.794	-116331.6112E	4.220		
	③ F4	-115295.575	35210.355	-116335.77924E	1.663		
④ F0	-115295.278	35211.575	-116335.47331E	3.313			
東戸敷		X	Y	Z	H	5.0029560	5.00 m
① F3	-115284.410	35216.440	-202785.26890E	1.665			
② F4	-115285.522	35211.811	-116345.00093E	1.624			
③ F0	-115295.575	35211.575	-116335.47331E	1.663			
④ F4	-115295.575	35210.355	-116335.77924E	1.663			
西 側		X	Y	Z	H	1.67827E	5.831 m
① E59	-115277.501	35212.777	-116345.45327E	1.235			
② E49	-115267.576	35213.945	-116345.08213E	2.374			
③ E470	-115270.544	35214.115	-116335.15746E	1.903			
④ E433	-115271.576	35215.134	-116332.29022E	14.295			
⑤ F4	-115285.522	35211.811	-116335.47331E	1.663			
⑥ F3	-115284.410	35216.440	-116335.36618E	1.285			
計						34.49768E	27.24 m
総 計							35.07 m

測 量 点	測 量 級	X	Y	Z	H
① 平面1	278-59-32	70.114			
② 平面2	210-50-20	17.595			
③ F5	505-20-32	15.070			
④ F5	504-50-35	19.984			
⑤ E52	534-15-13	51.117			
⑥ E47	28-41-58	15.335			
⑦ F0	502-26-02	11.389			
⑧ F4	504-13-13	17.617			
⑨ E49	336-11-09	50.445			
⑩ E470	334-34-02	25.220			
⑪ E433	533-25-15	27.470			

測 量 点	X	Y
① 平面1	-115284.571	35216.335
② 平面2	-115295.529	35216.233

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 5月29日

契約担当者

兵庫県立図書館長 岡 田 由美子

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

「ひょうご図書館情報ネットワークシステム（第4期）」構築事業一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成31（2019）年 1月 1日（火）から平成35（2023）年12月31日（日）まで（5年間）

(4) 設置場所

兵庫県立図書館 明石市明石公園 1-27

(5) 入札の方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-8533 明石市明石公園 1-27

兵庫県立図書館総務課 担当 濱口

電話 (078) 918-3366 F A X (078) 913-9229

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成30年 6月 8日（金）午後 1時30分

兵庫県立図書館 ミーティングルーム

(3) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年 5月29日（火）から同年 6月22日（金）まで（日曜日及び月曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成30年 7月 5日（木）午前11時

兵庫県立図書館 ミーティングルーム

(5) 入札書の提出期限

(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札

については、平成30年7月4日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との整合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年5月29日（火）から同年6月22日（金）まで（持参の場合は日曜日及び月曜日を除く午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。）。

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様の分かるもの

エ 提出方法

持参、FAX又は郵送（上記アの期間内）により提出すること。

オ 確認の結果

平成30年6月27日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年7月3日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（落札金額に契約期間60箇月を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Yumiko Okada, President of Hyogo Prefectural Library

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 set of 「Hyogo Active Library Information Network System」 (The fourth stage) Construction (leasing contract)
- (3) Lease period: From January 1, 2019 through December 31, 2023
- (4) Lease place: Hyogo prefectural Library
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 June 22, 2018
- (6) Deadline for tender
11:00 July 5, 2018 by bring directly. 17:00 July 4, 2018 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Tsuyoshi Hamaguchi, Hyogo prefectural Library 1-27 Akashikouen, Akashi, Hyogo 673-8533
TEL (078)918-3366 FAX (078)913-9229